



**個人情報保護法  
「いわゆる3年ごと見直しに係る  
検討の中間整理」に対する意見  
(概要)**

**2024年7月31日**

## 1. はじめに（全体を通しての意見）

▶ データの利活用は日本の産業競争力強化の最も重要なファクターの1つ

▶ 個人情報保護と利活用のバランスが重要

▶ 制度設計に当たっては民間事業者の実態の継続的な把握・考慮が必要

- ▶ かなり多くの重要な論点が含まれており、特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものであることから、結論を急いで拙速に法改正することは避けるべき
- ▶ 実態把握や影響分析、立法事実の確認をしっかりと行ったうえで、慎重に時間をかけた議論が必要
- ▶ 中間整理のパブリックコメント終了後もステークホルダーとの継続的な議論を行っていくという方針に賛成
- ▶ 各分野において関係する他省庁も含めて議論する必要がある
- ▶ ビジネスやサービスの実態を踏まえて利活用と保護のバランスをとるためにも、丁寧かつ密なコミュニケーションが重要
- ▶ 利活用を促進するための官民連携の枠組みを作り上げていくことを期待

## 2. 個人の権利救済手段の在り方

### 団体による差止請求や被害回復請求制度の導入について

- 団体による差止請求や被害回復請求の制度の導入には強く反対
- 団体による差止請求について、不当勧誘・不当表示・不当条項といった外形的に判断できる可能性がある分野と比較して、個人情報分野については、「法に違反する不当な行為」の外形的な判断が困難であり、事実関係の詳細な調査や専門性も求められるところ、団体による差止請求制度を導入した場合、実際は当該事業者とは関係のない事象であっても疑いをかけられて差止請求を想定した申し入れ等が発生するなど、事業活動に大きな委縮効果を及ぼす懸念がある
- 被害回復請求制度については、事業者の過失による漏えい等事案の公表をきっかけに、被害と認識していない消費者も含めて団体が多額の賠償を請求することが可能になると、事業者への委縮効果は計り知れない
- 先般の消費者裁判手続特例法の改正において財産的損害と併せた慰謝料請求や故意によるについては可能となっているところ、改正の際の議論過程を踏まえ、まずはその施行状況を見守るべきである

## 3. 実効性のある監視・監督の在り方

### 課徴金制度の導入について

- 課徴金制度の導入には強く反対
- 保護規制への対応を行いつつデータの利活用がなかなか進んでいない現在の日本の状況を踏まえると、このような状況で課徴金の導入をした場合、委縮効果しかもたらさないと考える
- 課徴金制度によって対応しようとしている、問題視されている事案がどのようなもので、それに課徴金制度が効果的なのかどうかも不明確
- まずは利活用が進む仕組みをしっかりと整えたうえで、データを利活用した課題解決や新しいことにチャレンジしやすい環境を整えることが重要である
- 保護と利活用のバランスをとりつつ、全体としてどのような制度が望ましいのか、日本国内におけるデータ利活用の促進状況等も踏まえながら、慎重な議論が必要

### 勧告・命令・刑事罰の在り方

- 勧告・命令については、命令に至った事案がほとんどない現状をふまえ、どのような事案を対象としてどのような見直しが効果的なのか、必要性の有無や手続保障にも配慮しながら検討いただきたい
- 刑事罰の在り方については、「悪質事案」と呼ばれる事案を分析・整理し、それらの悪質性はどこにあるのか見極めたうえで、効果的なものとなるよう慎重に検討いただきたい

## 4. その他

- 生体データやこどものデータに関する論点については、その定義や範囲、求められる措置によって、社会やデータ主体の利益のために利活用すべき分野や実務に大きな影響を及ぼしうることから、やはりステークホルダーを交えて実態の把握や影響分析をしっかりと行ったうえで慎重議論する必要がある
- 連絡可能という理由で個人関連情報に対して個人情報と同様の規制をすることには強く反対
- 「おそれ」の現在の解釈や運用を見直し、個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討することに賛成
- 同意を要しないデータの利活用については、現行法の同意を要しない要件を見直し、公益性が高い利活用はもちろんのこと、契約の履行に伴う個人情報の提供や、犯罪・不正利用防止目的などの利活用が認められるような制度にするとともに、AIにおけるデータの利活用については、阻害するのではなく、適切な利活用が促進されるような方向での議論を期待
- データの利活用をしようとしている事業者等から、利活用に関する悩みや課題などの事例や意見を吸い上げ、利活用を促進するための検討を継続的に行う枠組みを作るべき
- PIAなどの自主的取組のインセンティブ設計やPETsなどの保護技術の利用推進についても前向きに検討すべき
  
- **その他の論点についても、データ利活用の促進、事業者の過大な負担の軽減、保護と利活用のバランスといった観点から、新経連として様々な意見を有しており、パブリックコメントを提出。本日の資料に記載していない点も重要な論点である。**